

令和8年度 第1回葛飾区男女平等推進審議会 議事録

日 時：令和8年7月23日（木）午後3時00分～午後4時45分

会 場：葛飾区男女平等推進センター 多目的ホール

出席者：柚木委員、坂井委員、市村委員、井上委員、鈴木委員、齋藤委員、佐々木委員、青柳委員、
松田委員

Zoomでの参加者：林委員、黒崎委員、千田委員

欠 席：板井委員、杉江委員、島野委員、鳥居委員

事務局：今井総務部長、算人権推進課長、阿部係長、溝越、大山

速記者：株式会社アイアールエス 義田、櫻井

傍聴人：3名

次 第：

1. 開会

2. 傍聴人の入室可否

3. 出席者あいさつ

4. 議題

（1）政策・方針決定過程への女性の参画状況調査結果について

（令和8年3月25日現在）

資料1-1～1-5

（2）葛飾区男女平等推進計画（第6次）の進捗状況について（令和7年度分）

資料2

（3）令和7年度第5回審議会のご意見等のまとめについて

資料3

（4）葛飾区男女平等推進計画（第7次）（素案）の検討について

資料4

5. その他（報告事項）

（1）男女平等に関する国内の動向や取り組みについて（令和8年7月現在）

資料5

（2）次回の開催日時について

資料6

6. 閉会

<事前送付資料>

資料1-1 1. 政策・方針決定過程への女性の参画状況調査

資料1-2 2. 各部別女性の参画状況一覧

資料1-3 3. 審議会等における女性委員の参画状況の推移

資料1-4 4. 女性委員の参画状況の推移

資料1-5 審議会等への女性の参画促進に関する指針

資料2 男女平等推進計画（第6次）進捗状況調査表（令和7年度末分）

資料3 葛飾区男女平等推進審議会（令和7年度・第5回）のご意見のまとめ

資料4 葛飾区男女平等推進計画（第7次）（素案）

資料5 男女平等に関する国内の動向や取り組み

資料6 令和7・8年度葛飾区男女平等推進審議会 開催日程（案）

<当日机上配布資料>

- (1) 葛飾区男女平等推進計画（第7次） 計画事業一覧
- (2) 葛飾区男女平等推進計画（第7次） 新規事業一覧
- (3) 葛飾区男女平等推進計画（第7次）（素案）一部差替

【検討事項】

- 新たな法律・条例への対応
 - ・令和6年6月成立の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）」【略称：こども性暴力防止法（令和8年12月施行）】の計画への反映について検討・整理
- 「東京都男女平等参画推進総合計画」への対応
 - ・令和8年7月施行の「東京都雇用就労分野における女性活躍推進条例」に合わせ、令和8年度中に新たな計画が開始するため、区の動向を注視し、P9の記述を変更
- 計画素案の視覚的な改善
 - ・P24 計画の体系図中、基本理念部分のレイアウト改善
 - ・P24 計画の体系図中、内包する3計画の色分けや表現（点線・実線での区分）の検討と見直し
 - ・P26 基本目標と推進体制の各目標の統一感のある表現（体系図の色分けと合わせる等）
- 計画素案の文章表現の見直し
 - ・P52 3つ目の●本文の改善（一文が長い、各用語への説明の不足、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」への「セクシュアル」の追加等）

【要対応事項】

- ☐ こども性暴力防止法の計画への反映について検討・整理（「若年層」の定義、子ども・若者に対する性暴力に関連する他の個別計画担当課との掲載内容の調整）
- ☐ 育児学級参加者の育児休業取得状況データを次回報告
- ☐ 類似事業（ファミリーサポート、家事サービス等）のすみ分け、新規事業追加の理由について詳細説明を準備

議 事 録

1. 開 会 ※以下、事務局は「人権推進課長」が原則として発言

・事務局より、16人中13人の出席により定足数に達している旨の報告があった。

2. 傍聴人の入室可否

・傍聴希望者は3名

3. 出席者あいさつ

・今井総務部長よりあいさつ、注意事項の説明があった。

(1) 事務局挨拶(転入者/速記者紹介)

・事務局より職員・委託業者の紹介があった。

(2) 事務局より配布資料の説明

・事務局より差替資料について説明があった。

4. 議題

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画状況調査結果について(令和8年4月1日現在)

・事務局より資料1-1～1-5に基づき説明があった。

(2) 葛飾区男女平等推進計画(第6次)の進捗状況について(令和7年度分)

・事務局より資料2に基づき説明があった。

【意見・質問】

会長：小さく文字が見にくい箇所もあったが、意見・質問はあるか。

委員：事業番号3「男女平等を進めるための教員研修」、4「男女平等保育を進めるための保育士研修」について、多文化共生として外国にルーツを持つ子どもへの対応、区の実情を鑑みると今重要なテーマであることは確かである。一方で、研修に参加する対象者である教員・保育士は毎年違う方が参加されるということか。

事務局：教員については人権の担当教員と聞いている。各学校で変更があれば、その方にご出席いただいている。保育士・養護教諭・看護師等の研修については、各園より推薦があるため、毎年度変更があるものと理解している。

委員：毎回同じ方が参加の場合は、その時々に応じたテーマに変える必要があるが、一方で、その年の人権担当者が参加するのであれば、教員自身の男女平等教育を進め、理解を深めるという目的を考えると、これは大事ではあるものの、男女平等については、受講している人としていない人の間で知識に差が生まれるのではないか。

事務局：受講者を対象とするアンケートでは、継続しての受講かどうかの把握はできていないところもあるため、今後検討していきたい。受講者が研修内容を学校内で共有するための工夫として、

学校等で配布資料の回覧など、次の方達につなげることができる資料を配布する等の工夫をしながらご活用いただけるよう取り組んでいる。

会長：全くの同意見である。男女平等教育の中で実施するということを必ずポイントとして入れていただきたい。多文化共生はもちろん大事なことであるが、男女平等参画の観点も忘れず入れてほしい。

委員：事業番号 41「育児学級」について、両親問わず、育児休業中なのかそうでないか等、年度を追っての統計を取っているか。本日でなくてもよいのでご共有いただきたい。

事務局：手持ち資料にデータがないため、報告できるよう次回準備する。

委員：事業番号 88「性の多様性に関する講座・職員研修」は新規とのことだが、参加者数は①講座が 45 名、②研修が 35 名となっている。この参加対象者はどのような方か。必修、任意参加か。

事務局：職員研修については各課に依頼・推薦をいただき、その職員に受講いただくよう調整をしているため、すでに受講済みの職員も中にはいるが、研修内容の変更部分があることは確認している。近年は比較的若い職員が多く採用されているため、DVの研修会は数年目の職員の受講が多かった。

会長：事業番号 60「若年層に向けた啓発」について、デートDVに関する取組の参加者数が 9 名と非常に少ないように思う。どのような方が参加されているのか。周知啓発のためのアイデアがあれば教えていただきたい。

事務局：年齢層については、大学生の参加は少ない現状があるものの、20～30 代と参加者の年齢層は幅広く広がっている。広報や SNS 等で働きかけをしているが、当センターまで足を運ぶ難しさがあると感じている。東京理科大の相談室に協力を仰ぎチラシの配架、ご案内をお願いしたが、そこからは参加に結びつかなかった。

（３）葛飾区男女平等推進計画（第 6 次）の進捗状況について（令和 7 年度分）

・事務局より資料 3 に基づき説明があった。

【意見・質問】

委員：資料 3 の P 2 の一番上の項目『「ジェンダー平等」という表現が散見されるが、どのように考えるか』に対する説明がないので、改めてお願いしたい。

事務局：「ジェンダー平等」という表現については、本計画は葛飾区男女平等推進条例に基づく計画であるため、基本的には資料のとおりと考えている。

会長：「ジェンダー平等」という表現についてはいろいろな意見があると思うが、SGDs に表現を合わせることである。資料 4 との関係でもご質問があるかと思う。

（４）葛飾区男女平等推進計画（第 7 次）（素案）の検討について

・事務局より資料 4 に基づき説明があった。

【意見・質問】

事務局：配布資料の素案からは、資料編の関係法令等を除き印刷している。ご検討いただきたいのは、

計画の本編の部分となる。

会長：最終的には計画は何月策定になるのか。

事務局：表紙の表記としては、最終的に「令和9年3月」となる予定である。

会長：国の法律について、P6に「③教育職員等の子どもの性暴力等の防止等に関する法律」の記述があるが、今後令和8年12月には「子ども性暴力防止法」が施行されると思う。このあたりの法律は入れなくてよいのか。

委員：区私立保育園連盟より参加。P24の目標3「誰もが安全・安心に暮らせる環境整備」の課題1として「あらゆる暴力の根絶」として体系化されたものが示されている。P43からは具体的な計画に関わる内容となっている。資料の中に「若年層」という言葉が使用されているが、子ども性暴力防止法の対象は、大学までが対象かという印象。全国的に12月の施行に向けて、保育園、幼稚園、学童や保育クラブにおいて、それぞれの社会福祉法人や学校法人が具体的な手続きを始めている。そうすると、「あらゆる暴力の根絶」の部分で、子ども性暴力防止法に触れなくてよいのかと思った。子どもの性暴力防止対策については他の担当課が実施する等、区としての体制を教えてください。記載が必要かの検討ができればと思う。

事務局：ご指摘いただかないと気が付かなかった。法律については触れた方がよいと考えるが、令和9年3月に印刷物が出来上がるスケジュールのため、文章については判断しながら記載を調整したいと考えている。他の個別計画との整合性については、本計画が男女平等参画に関連の深い事業を中心に記載している。子どもの関連については、「子ども・若者計画」等の計画があるため、網羅的に掲載する、あるいは関連する個別計画の方に委ねるというようなことでやりとりが経過している。

委員：「若年層」をどう捉えるのかということだと思う。区や担当部署の事情があることは理解するが、区民の方でもこの計画に入っていないとよいのかと感じる方がいると思うので、言葉の整理について工夫が必要だと感じた。

事務局：事務局で整理した上で、お示ししたい。

委員：資料4のP11に計画の位置付けとして、他の個別計画との連携を記載したページとなっている。このなかで、若年層の課題の部分が、P11の下から2番目の「葛飾区子ども・若者計画」に入ってくるのか、あるいは、計画事業に結びつくのであれば、そのどこかに入るのか。男女平等推進計画は、基本的には全てに関わるものなので、どこで線引きをしながら連携するか、行政の縦割りと言われないためにもしっかりやっていくとよい。それが、わかりやすくP11や計画事業の中で見えやすくすることで、切れ目のない、区民が安心して暮らせる計画になるのではないのか。

事務局：細かく調整しながら、説明ができるよう進めたい。

会長：「子ども」という規定があるが、性暴力防止法はぜひ入れていただきたい。

委員：P37「(1)ワーク・ライフ・バランスの実現」の新規事業についての質問。新規事業の「一時預かりベビーシッター利用支援事業」「子育て家庭等家事サポーター」と事業番号25「ファミリー・サポート・センター事業」と、P51に記載のある事業番号29「しあわせサービス事業」がある。対象が同じで類似する事業が重複しているように思う。担当課が異なるため、どのようにすみ分け、使い分けをしているのか、なぜ新規事業として追加するのかがわかりにくいので、現時点でわかることがあれば教えていただきたい。

事務局：「一時預かりベビーシッター利用支援事業」と「子育て家庭等家事サポーター派遣事業」については、突発的な事情への対応と個別にやりとりする場合の利用が中心となっている。手元に資料がないため、次回具体的に説明できるよう準備をしたい。

会長：事務局の宿題ということでよい。

事務局：ご発言のとおり。

委員：新規事業のワーク・ライフ・バランスの企業認定制度について、まだ具体的なフォーマットがないようだが、他の行政で実績があるか。国や都との関係、企業側としてどのようなメリットがあるか。商工会議所との関連はどのようなになるのか。

事務局：「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」については昨年からは開始された事業であり、今年度は8事業所から申請があった。そのうち認定されたのは6事業所で、現在区ホームページで企業の紹介等を掲載している。対象は、区内に主たる事業所・事務所を置いていること、常時雇用する1名以上の従業員がいること、就業規則が整備されていることなどが要件となっている。広報に掲載し、募集を受け付けているところだが、これから一層のPR活動を展開していきたいと考えている。区内には介護・医療関係の事業所が多い傾向があり、個別の企業ヒアリングでは、認定制度を企業PRにつなげたいという声をいただいている。

総務部長：本来はワーク・ライフ・バランスの推進が目的だが、企業のメリットという視点では、インセンティブとして、健康経営等応援融資（中小企業融資のあっせん）への申し込みが可能となっている。

会長：次回委員改選があるため、各委員より一言お願いしたい。

委員：今回は最後の会議になるためお願いしたい。

委員：政策方針決定過程への女性の参画が少ないことに驚いている。他の審議会にも出席しており、5つほど関わりがある。私が参加しているということは、女性の1人としてカウントされているので、女性の参画に少しは貢献できていると思う。しかし民生・児童委員の推薦会には女性が1人もいない。民生・児童委員自体の数は男性4割、女性6割で女性の方が多いのにもかかわらず、その中の推薦委員に女性が1人もいないことを知った。女性が活躍している場における推薦であるならば女性に入っていただきたいと思った。

推薦委員は町会長や地元の有志の方が多く、資料によると町会長に占める女性の割合が低いので、そこも影響しているものと思う。今後改善されるよう、委員の1人として頑張っていきたい。

事務局：今回の資料4のP30に、区の自治町会長に占める女性の割合を東京都と全国で比較した図表を掲載している。周辺区では、葛飾区よりも女性割合が低いところはあったが、より全体を見られるような形でお示ししている。

委員：新規事業として「一時預かりベビーシッター利用支援事業」や「子育て家庭等家事サポーター派遣事業」があるが、私が若い頃にはなかったものであり、昔に比べて子育てがしやすい状況を行政が作っていると思う。その一方で、出生率が上がらないのが歯がゆい思いである。もっとやらなければならないことがあるのでは、気がついていないことがあるのではと感じている。

委員：机上配布いただいた新規事業資料の事業番号77「困難な問題を抱える女性への支援調整会議の設置検討」という事業について、3月には検討は終わっていて「設置」になる予定なのか。5年間かけて設置を検討し続けるのか。

事務局：令和9年の設置に向けて調整しているところである。関係機関との連携を全庁的につくることが重要だと考えている。現段階では「設置検討」とさせていただきたい。

会長：「検討」という表記が取れるように頑張ってもらいたい。

委員：第7次計画では「困難女性支援基本計画」が明記してあるので、これは決定事項でよい。

事務局：そのように努力している。

会長：施策の体系は色分けで見やすくなったと思う。お願いとしては、P24の基本理念の枠を下まで伸ばし、大事な部分なので文字も大きくしていただきたい。また、色分け内包する3計画が色分けされているが、目標3の「施策の方向」の部分で、DVの計画は紫色、困難女性の計画は赤色とされており、これに何か積極的な意味があるなら教えていただきたい。

事務局：第6次計画では点線の太さで、内包する計画の範囲を表現していたが、視覚的に分かりやすくということで色分けを行った。ただ、この表現だと「困難女性支援基本計画」に属する施策の方向が1つしかないのかとご指摘を受けることを危惧していた。困難女性支援に係る施策はさまざまな箇所に関係してくるため、まずは色分けをした上でご意見をいただき、このままの方がよい、もう少し統一感のある形がよいかを検討したいと考えていた。

会長：皆様もいかがか。統一感ということ考えるのであればグリーンで続くのがよいと思うがいかがか。この場で決めた方がよい内容か。点線や実線で分けるという工夫の仕方もある。

事務局：一度持ち帰り検討したい。

会長：予算の都合もあると思うが、P26以降の目標1～4の見出しやページ全体に色がほしい。施策の体系の色と合わせると分かりやすいと思う。

また、P52「課題3 生涯を通じた健康支援」3つ目の●の文章について、一文が非常に長く分かりにくい。「ライフデザイン（将来設計）」や「プレコンセプションケア」への説明が不足していること、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」に「セクシュアル」を追加しなくてよい等、文言の整理をお願いしたい。

事務局：検討させていただきたい。

委員：P9の「(3) 都の動き」について、自身が都計画の策定委員を務めているため情報提供したい。

「①「東京都男女平等参画推進総合計画」の改定」の本文一番下に「令和8年7月3日までパブリックコメント実施」と記載がある。都は当初、この計画を令和9年度から始めるつもりであったが、ご承知のとおり、都は「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」を7月に施行した関係で、都計画を早めようというおそらくトップダウンの指示があり、7月中の策定完了に向け早まったという経緯がある。既にパブリックコメントも終了、さまざまな整理をし、次の（葛飾区男女平等推進）審議会には出来上がっているものと想定される。そのため、P9の書きぶりは間違いなく変わってくると思う。都計画は年度途中からの計画となるため、皆様もご確認いただきたい。

委員：2点ほどある。P24、25の体系図について、施策の方向の色が各目標の色に合わせた方がすっきりして見やすいのではという意見があった。紫の部分はDV防止計画が内包されているため、紫であることに意味があると思っている。11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパープルライトアップ等、紫という視覚的な効果でDV防止について長い期間普及啓発を図っていると思うので、見た時にDV防止という内容に結びつき分かりやすいのではないかと感じた。困難女

性基本計画の部分の赤色についても、新たな重要な部分というところで、個人的にはこの色でよいものと思う。

枠組みの検討ということだが、しっかり骨組みを検討しているからこそ、それを施策・実施事業に反映させていくことが重要だと強く感じた。新規事業の位置付けも重要だが、継続事業も重要だと思う。施策の歩行の一番上に来ている「学校等における男女平等教育の推進」に関連して毎年きちんとやっていく必要がある。先ほどの教職員への研修も、毎年講師が代わると切り口も変わるので、真正面から男女平等教育に向き合った内容を盛り込んでいただきたい。

会長：パープルリボンなど定着しており、イメージしやすいと確かなご指摘をいただいた。

5. その他

(1) 男女平等に関する国内の動向や取り組みについて(令和8年7月現在)

- ・事務局（阿部係長）より資料5に基づき説明があった。
- ・【意見・質問】はなし。

(2) 次回の開催日時について

- ・事務局より資料6に基づき説明があった。
- ・次回第2回審議会は、令和8年9月24日(木)15時～17時、葛飾区男女平等推進センター3階洋室Aにて開催予定。
- ・今井総務部長よりあいさつがあった。

6. 閉会

以上